

墨田区監査委員公告第 4 号

令和 5 年度定期監査（第 1 回）の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 5 年 10 月 23 日

墨田区監査委員	浜 田 将 彰
同	井 尾 仁 志
同	大清水 善 信
同	加 納 進

令和5年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 物品の購入及び事業実施に係る起案文書がないものがあつた。(すみだ障害者就労支援総合センター、すみだ清掃事務所)</p> <p>イ 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、館長の専決としているものがあつた。(子育て支援総合センター)</p>	<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 指摘を受けた事案については、最初の年度の実施起案で決定したことにより、継続する契約期間の各年度の実施起案は不要と判断してしまつた。また、確認ができなかつた事業実施の決定については、後日追認する起案処理を行つた。</p> <p>今後は、事業の実施にあたり、長期継続契約の各年度において実施起案文書を作成し、決定を受けることを確実に行う。また、各職員に対して本事例の周知を行い、起案に対する自覚を促していく。さらに、起案文書については、担当係長（主査）による内容確認及び文書取扱主任による審査を徹底し管理していく。</p> <p>イ 指摘のあつたとおり、部長の専決事項であつたことを確認した。今後は、新たに「事案決定規程確認チェックリスト」を作成して、起案を回議する際に書面で回付し、決定権者の確認をすることにより再発防止に努める。</p>

令和5年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨 田 区 長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>事案決定に係る起案文書の未作成や決定権者の誤りについては、今回4事業所において指摘事項となる事案が確認された。これは、過去の監査結果でも述べているように、一人一人の職員が事務の基本的ルールを常に意識し、その事務がどのような法令・規程等に基づき行われる行為であるかを認識しているべきであるにもかかわらず、一部の職員の意識が薄いことが発生の原因と考えられる。組織的なチェック体制の構築も、個々の職員の努力の継続によってこそ、その成果が得られるものであることから、なお一層の取組を期待する。</p> <p>一方、昨年度指摘した職員の特務手当の誤支給事案は、見当たらなかった。全庁的な申請事務等の適正化の取組や各所属における確認体制の整備の努力が結実したものといえる。また、職員の休暇・旅行命令等の誤申請事案についても、確認された件数は減っており、全庁的な取組の成果が表れてきたものと思われる。これからも気を緩めることなく、努力を続けられることを望む。</p> <p>区長の強力なリーダーシップの下、全庁的に内部統制の運用に力を入れていることは承知しており、その取組が少しずつ効果を発揮しているところは評価するものである。</p>	<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>事案決定に係る起案文書の未作成については、長期継続契約の各年度の実施起案文書の未作成であったこと、実施決定の起案文書に記載すべき事項が欠けていたことにより、本来あるべき事業決定の起案文書ではないと指摘を受けたものである。今後は、職員に対して研修等への参加を促し理解の向上を図るとともに、起案文書を係長（主査）、文書取扱主任及び所長による審査を徹底し、起案漏れ防止のため事業執行全体の中で管理していく。</p> <p>また、起案文書の決定権者の誤りについては、引き続き、各職員には事案決定規程や処務規程の確認を徹底し、組織としては内部統制に基づき適切なリスク対応策を講じるため、新たに作成した「事案決定規程確認チェックリスト」を使用して再発防止に努める。</p> <p>さらに、特務手当の支給については、令和2年度の定期監査における指摘をふまえ、出勤簿や欠勤届等の事務担当者と係長（主査）の二重チェック体制とし、引き続き再発防止に取り組む。</p> <p>職員の休暇・旅行命令等の誤申請事案については、職務免除申請、旅行命令等の給与・服務関係事務の手続に関して、あらためて職員に再周知し、再発防止の徹底を図る。</p>

しかし、今回の監査全体を通じて、依然として不適正な事案が散見される状況にあることから、全ての職員が十分な公務の意識を持って職務に精励しているとは言い難い側面もある。今後とも、職員一人一人への意識付けと組織的なチェック体制の向上を更に進められたい。

(2) 施設等の安全管理について

多くの事業所及び学校では、避難経路の確保や消火器等の設置場所の整理整頓が適正に行われており、昨年度の監査から一定の改善を見ることができた。また、学校における毒物及び劇物の管理についても、適正に行われていることが確認された。

しかしながら、一部の学校において、消火器の前に障害物が置かれていたため、万一の際に速やかに使用できない可能性のある状態にあったことは、安全意識が希薄であるといえる。学校は、子どもたちの教育の場であるとともに、災害発生時等において避難所として区民の安全・安心の礎となる施設である。そうした施設を管理することは、非常に重い責任を伴うものであることを再認識した上で、職員の慢心や不注意によりその安全が損なわれることがないように、日ごろから施設等の安全確保に十分な注意を払うよう申し添える。

全庁的に運用している内部統制制度については、引き続き職員向けの制度説明会を開催し、制度の趣旨や職員の意識啓発を行い、組織的な内部統制の推進を図っていく。

(2) 施設等の安全管理について

事業所の避難経路の確保、消火器等の設置場所の整理整頓については、引き続き十分な注意を払い、適切な点検、運営管理を実施していく。

令和5年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 物品の購入及び事業実施に係る起案文書がないものがあった。(ひきふね図書館)</p>	<p>ア 年度当初に想定していなかった物品を購入する場合は、適切な処理を行うよう、改めて職員に周知及び指導した。また、財務処理時には、購入起案及び予算書を再度確認している。</p>

令和5年度定期監査（第1回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>事案決定に係る起案文書の未作成や決定権者の誤りについては、今回4事業所において指摘事項となる事案が確認された。これは、過去の監査結果でも述べているように、一人一人の職員が事務の基本的ルールを常に意識し、その事務がどのような法令・規程等に基づき行われる行為であるかを認識しているべきであるにもかかわらず、一部の職員の意識が薄いことが発生の原因と考えられる。組織的なチェック体制の構築も、個々の職員の努力の継続によってこそ、その成果が得られるものであることから、なお一層の取組を期待する。</p> <p>一方、昨年度指摘した職員の特殊勤務手当の誤支給事案は、見当たらなかった。全庁的な申請事務等の適正化の取組や各所属における確認体制の整備の努力が結実したものといえる。また、職員の休暇・旅行命令等の誤申請事案についても、確認された件数は減っており、全庁的な取組の成果が表れてきたものと思われる。これからも気を緩めることなく、努力を続けられることを望む。</p> <p>区長の強力なリーダーシップの下、全庁的に内部統制の運用に力を入れていることは承知しており、その取組が少しずつ効果を発揮しているところは評価するものである。しかし、今回の監査全体を通じて、依然として不適正な事案が散見される状</p>	<p>(1) 適切な事務処理について</p> <p>今回指摘を受けた、事案の決定手続きが確認できないものがあった件については、正しい手順に沿った事務手続きを怠ったことが原因として挙げられる。また、現金出納簿等の記帳漏れや記帳誤りについても、チェック体制の強化及び、日々の業務における職員一人ひとりの意識向上に努めているところではあるが、依然としてミスが散見されている。</p> <p>今回の結果等については、改めて教育委員会事務局の全職員に周知するとともに、内部統制による組織的なチェック体制の更なる向上についても、管理監督者による適切な指導を行っていく。</p>

況にあることから、全ての職員が十分な公務の意識を持って職務に精励しているとは言い難い側面もある。今後とも、職員一人一人への意識付けと組織的なチェック体制の向上を更に進められたい。

(2) 施設等の安全管理について

多くの事業所及び学校では、避難経路の確保や消火器等の設置場所の整理整頓が適正に行われており、昨年度の監査から一定の改善を見ることができた。また、学校における毒物及び劇物の管理についても、適正に行われていることが確認された。

しかしながら、一部の学校において、消火器の前に障害物が置かれていたため、万一の際に速やかに使用できない可能性のある状態にあったことは、安全意識が希薄であるといえる。学校は、子どもたちの教育の場であるとともに、災害発生時等において避難所として区民の安全・安心の礎となる施設である。そうした施設を管理することは、非常に重い責任を伴うものであることを再認識した上で、職員の慢心や不注意によりその安全が損なわれることがないように、日ごろから施設等の安全確保に十分な注意を払うよう申し添える。

(2) 施設等の安全管理について

施設の安全管理については、消火器の前に障害物が置かれている学校が複数あった。学校は、災害時等に避難所となる施設でもあり、今回の結果を重く受け止めている。校長会・副校長会・事務職員会等において、その責任について再認識を促すとともに、職員の慢心や不注意によりその安全が損なわれることのないよう、施設等の安全確保には、最大限の注意を払うよう指導を徹底していく。